

裁判官會議資料 第2
(11月2日開催)

裁判官會議付議人事関係事項(令和 4.11. 2提出)

7 令和4年度司法修習生の修習期間の決定について

令和4年度司法修習生について、裁判所法第67条の2第1項及び第67条の3第1項の「修習のため通常必要な期間として最高裁判所が定める期間」を、いずれも令和4年11月27日から令和5年12月13日までと定める。